

2020（令和2）年度 学部便覧及び大学院便覧 「教育職員免許状の取得について」の内容一部修正について

「各教科の指導法」のうち中学校社会科の履修方法を分かりやすくするために、下記のとおり説明を追記します（赤字部分）。これによる履修方法の変更はありません。

学部便覧 P103 大学院便覧 P152

点線枠内

- (2) 「各教科の指導法」は取得する免許教科に対応した指導法の科目を、中学一種免許では8単位以上、高校一種免許では4単位以上を修得することが必要となる。また、取得する免許教科と異なる教科の指導法の科目は当該免許の必要単位の算入することができないので注意すること。また、本学においては、「各教科の指導法」のうち「各教科教育法（基礎）」「各教科教育法（実践）」が開講されている教科については、中学一種免許では「基礎」2単位と「実践」6単位（中学校社会科についてはこれによらず、地理歴史分野の「基礎」2単位と「実践」2単位、公民分野の「基礎」2単位と「実践」2単位の合計8単位）、高校一種免許では「基礎」2単位と「実践」2単位の修得が必要となる。（下記表4-2参照）これらを超えて履修した単位も「教科及び教科の指導法に関する科目」として算入される。

学部便覧 P137 大学院便覧 P186

Q③-10：平成31年度から大学院に入学し、新課程が適用されることになりましたが、これまで修得した教職に関する科目や教科に関する科目の単位は有効でしょうか。

A③-10：これまで修得した単位は有効です。ただし、新課程で新たに設置された科目（「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別支援教育総論」）があり、修得が必要です。「各教科の指導法」については、必要単位数が増加し、中学一種免許では8単位、高校一種免許では4単位の修得が必要です。また、「各教科教育法（基礎）」「各教科教育法（実践）」が開講される教科（国語、社会、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、英語）については、中学一種免許では基礎2単位と実践6単位（中学校社会科についてはこれによらず、地理歴史分野の「基礎」2単位と「実践」2単位、公民分野の「基礎」2単位と「実践」2単位の合計8単位）、高校一種免許では基礎2単位と実践2単位の修得が必要です。なお、旧課程において修得した「各教科の指導法」の科目は、当該教科の新課程「各教科教育法（基礎）」もしくは「各教科教育法（実践）」に読み替えることができます。（前掲の2.（3）「旧課程で修得した科目の新課程における認定」を参照してください。）

2020年10月1日

本部学務課教務チーム

教育学部学生支援チーム（教職担当）

【注意】

- (1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した科目の単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入することができる。ただし、算入できるのは、取得しようとする免許教科の科目として認定されている単位に限る。
- (2) 「各教科の指導法」は取得する免許教科に対応した指導法の科目を、中学一種免許では8単位以上、高校一種免許では4単位以上を修得することが必要となる。また、取得する免許教科と異なる教科の指導法の科目は当該免許の必要単位数に算入することができないので注意すること。また、本学においては、「各教科の指導法」のうち「各教科教育法（基礎）」「各教科教育法（実践）」が開講されている教科については、中学一種免許では「基礎」2単位と「実践」6単位（中学校社会科についてはこれによらず、地理歴史分野の「基礎」2単位と「実践」2単位、公民分野の「基礎」2単位と「実践」2単位の合計8単位）、高校一種免許では「基礎」2単位と「実践」2単位の修得が必要となる。（下記表4-2参照）これらを超えて履修した単位も「教科及び教科の指導法に関する科目」として算入される。
- (3) 「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に関しては、「左項の各科目に含めることが必要な事項」ごとに対応した開講科目を履修し、全ての事項を充足するように単位を修得すること。本学においては、法令に定める単位を超えて履修することになるので注意すること。（「教育の基礎的理解に関する科目」は、法令上の最低修得単位数は10単位であるが、本学においては11単位の修得が必要である。「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は、法令上の最低修得単位数は中学校一種免許では10単位、高校一種免許では8単位であるが、本学においては中学校一種免許では11単位、高校一種免許では9単位の修得が必要となる。）
- (4) 「道徳の理論及び指導法」は、中学校教諭の免許状の授与を受ける場合に必須である。高等学校教諭の免許状の授与を受ける場合にあっては、「大学が独自に設定する科目」として算入できる。
- (5) 教育実習において5単位を修得し、高等学校教諭一種免許状を取得する場合には、余剰の2単位については「大学が独自に設定する科目」に算入できる。
- (6) 最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位は「大学が独自に設定する科目」の単位として計算される。

①「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」

本学における開設科目は次の表3を参照すること。これらの科目は、一部科目を除き、教養学部前期課程1年次より履修することができる（教養学部前期課程在籍時に履修する場合、持出し専門科目として開講される後期課程各学部の専門科目を履修することになる）。

各科目の開講内容（開講時期、曜日、時限等）は、変更になる場合がある。履修登録の期間は所属部局の日程によるので、所属学部窓口で確認すること。

表3「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」

施行規則に定める科目区分等			単位数	本学における履修方法等	担当教員	開講時期	曜日時限	開設学部	開講場所	前期課程学生履修	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数									必修
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理Ⅰ		2	いずれか1科目選択必修	下地 秀 樹	S1S2	木5	教育	駒場	可
		教育原理Ⅱ		2		田 中 昌 弥	7-9月	集中	教育	本郷	可
		教育哲学概説（教育思想論）		2		山 名 淳	A1A2	木3	教育	本郷	不可
		基礎教育学概論		2		今年度不開講 （「教育哲学概説（教育思想論）」と隔年開講）			教育	本郷	原則2年次から可

Q③-6：(一種) 基礎科目の「日本国憲法」を教養学部前期課程に在籍していた時に修得していませんが、今後どのような修得方法がありますか。

A③-6：(一種) 法学部で6単位分(「憲法(6単位：駒場キャンパスで開講)」を履修することになります。この方法で取得することが難しい場合は、教育学部学生支援チームにご相談ください。

Q③-7：(一種) 複数の教科の免許を取得する場合、教科ごとに「教科に関する科目」(旧課程)(「教科に関する専門的事項」(新課程))を修得することと思います。一方、「教職に関する科目」(「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」以外(新課程))についても、取得する教科ごとに全てを修得する必要がありますか。

A③-7：「各教科の指導法」以外の科目については、取得する教科の数に合わせて複数回修得する必要はありません。1度修得したものが、本学で認定を受けている学校種の教科の免許取得に有効です。

Q③-8：(一種・専修) 教職科目は、卒業・修了に必要な単位に含まれますか。

A③-8：卒業・修了に必要な単位については、各学部・研究科等によって異なります。詳しくは、所属学部・研究科等の教務担当窓口にお問合わせください。

Q③-9：【旧課程】(一種)「教職に関する科目」の「教育課程及び指導法に関する科目」について、中学校免許の最低必修単位が12単位となっていますが、各区分の単位をすべて修得すると10単位となります。残りの2単位はどこから取ればよいのでしょうか。

A③-9：5つの区分のうちいずれかを2単位余分に修得し、合計12単位として下さい。

Q③-10：平成31年度から大学院に入学し、新課程が適用されることになりましたが、これまで修得した教職に関する科目や教科に関する科目の単位は有効でしょうか。

A③-10：これまで修得した単位は有効です。ただし、新課程で新たに設置された科目(「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別支援教育総論」)があり、修得が必要です。「各教科の指導法」については、必要単位数が増加し、中学一種免許では8単位、高校一種免許では4単位の修得が必要です。また、「各教科教育法(基礎)」「各教科教育法(実践)」が開講される教科(国語、社会、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、英語)については、中学一種免許では基礎2単位と実践6単位(中学校社会科についてはこれによらず、地理歴史分野の「基礎」2単位と「実践」2単位、公民分野の「基礎」2単位と「実践」2単位の合計8単位)、高校一種免許では基礎2単位と実践2単位の修得が必要です。なお、旧課程において修得した「各教科の指導法」の科目は、当該教科の新課程「各教科教育法(基礎)」もしくは「各教科教育法(実践)」に読み替えることができます。(前掲の2.(3)「旧課程で修得した科目の新課程における認定」を参照してください。)

Q③-11：大学院での教職科目として認定されている授業科目は、一種免許の単位として認められますか。

A③-11：認められません。一種免許の課程は学部、専修免許の課程は修士課程にそれぞれ設置されており、大学院の教職科目として認定されている授業科目は専修免許取得のための単位としてのみ有効です。ただし、大学院生が、一種免許の取得のために、学部科目を他学部履修することは可能です。

【① 教育実習】

Q④-1：高等学校一種免許状取得のため、教育実習Ⅰ(2週間3単位)の教育実習を行いました。中学の免許も取得することになりました。改めて教育実習Ⅱ(3～4週間5単位)を取得する必要がありますか。

A④-1：教育実習Ⅱ(3～4週間5単位)の教育実習を取得する必要はありません。再度、教育実習Ⅰ(2週間3単位)を取得することで足ります。

Q④-2：中学校(高校)教員志望ですが、教育実習は高校(中学)に行っても問題ありませんか。

A④-2：問題はありますが、免許状取得にあたっては、可能な限り志望する学校種で実習を行うことが望ましいです。

Q④-3：既に、ある教科で本学における教育実習を修得しています。本学で認定を受けている別の教科で免許状を取得する際に、その教育実習の単位は認められますか。